

「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

令和 4 年 4 月 1 5 日
厚生労働省労働基準局安全衛生部
労働衛生課・化学物質対策課

標記について、ホームページを通じて御意見を募集したところ、計 6 件の御意見をいただき、うち 1 件の一部は本件とは関係の無い御意見でした。

お寄せいただいた本件に関する御意見等の要旨とそれに対する厚生労働省の考え方については、次のとおりです。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見等の要旨	御意見に対する考え方
1	第 143 回労働政策審議会安全衛生分科会【資料】の 28 ページ（立入禁止措置）2 の「作業に従事する者以外の者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。」について、当該作業場への社長パトロールや、顧客や I S O 審査員による査察・監査・審査、監査メンバーは作業に従事する者と解釈して良いか。あるいはみだりに立ち入ることには当たらないと解釈するのか。こうした業務が立入禁止措置の対象業務にあたるとも読めるので考え方をお示し頂きたい。	立入が禁止された場所にみだりに立ち入らないと規定している趣旨は、当該場所で行われている作業が危険有害なものであることから、当該作業が行われている間に、当該場所に立ち入る必要がない者の立ち入りを禁止するものであり、当該作業に関連して立ち入る必要がある者まで立ち入りを禁止するものではありません。
2	場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正に関してこれまで「関係者以外立入禁止」の表示により禁止とすることを認められていた場合が「作業従事者以外立入禁止」等の文言を作業場所内の見やすい場所に表示するように変更になると解釈したが、これまでの「関係者以外立入禁止」の表示箇所が膨大にあることを考えると、1 年の準備期間では厳しいのではな	立入禁止については、これまでも労働者について禁止とされていたものについて、その対象を労働者以外にも広げるものであり、新たに禁止すべき箇所が増えるものではありません。また、これまでも禁止は表示という方法も認められていましたが、その旨条文では明示されていなかったことから、今回の改正では表示という方法も認められる旨改めて明示したものであり、禁止の方法が変わるものではありません。従って、現行で立入禁止が義務付けられているものについて箇

	いかと感じる。猶予期間等が必要ではないか。 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正に関する関して今回直接に問題のあった石綿とその他の有害物の掲示を同じように「有機溶剤中毒予防規則第 24 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示（昭和 47 年労働省告示第 123 号）」に準じることとするのは、現実的ではないように感じる。石綿以外のサイズ規定は、現実的な縦 450×横 600mm 以上等にすべきではないか。 公布から施行まで約 1 年を予定しているようだが、通達が発表されず内容が確定されない状態では現場が混乱すると思われるので、掲示すべき内容を規定する通達とパンフレットの公表時期を確定させて欲しい。	所や方法を変えるものではないことから、1 年間の周知を経て施行する予定です。 有害物の有害性等の掲示方法については、別途通達で示す予定にしており、掲示の寸法については、ご意見も踏まえて検討させていただきます。また、通達は改正省令の公布後早期にお示しする予定です。
3	資料の有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正で、「有機溶剤中毒予防規則第 24 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項の規定により掲示すべき事項の内容及び掲示方法を定める告示（昭和 47 年労働省告示第 123 号）」に準じることとするとありますが、作業現場に掲示するにはあまり現実的な寸法ではないと感じます。 設置場所に応じた縦長型等を考慮に入れた任意の寸法規定でもいいのではないのでしょうか。	有害物の有害性等の掲示方法については、別途通達で示す予定にしており、掲示の寸法については、ご意見も踏まえて検討させていただきます。
4	「有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正」により、事業場がどのようになるのか、わかりにくいです。単一化合物を同一作業で大量生産する事業場ならば、詳細な掲示も良いと思いますが、少量多品種を扱う事業場はどのよ	有害性等の表示を義務付ける物質については、取扱い量が少量であっても、健康障害を生ずるおそれがあることから、掲示は必要と考えています。 掲示内容は省令に規定しますが、通達においてより具体的な記載内容等をお示しすることとしています。

	うな掲示をすることになるのでしょうか。	
5	労働者以外も保護の対象とすることに賛成ですが、法体系が労働者のみ保護する建付けになっているので、法体系全般を整備し直す必要があるのでは。	昨年5月に出された建設アスベスト訴訟の最高裁判決では、労働安全衛生法第22条は、現行の規定において、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がなされたことから、同条に基づく省令の規定を改正することとしているものです。 労働安全衛生法第22条以外の規定については、別途検討の場を設け、改正の可否を含め検討する予定です。
6	1 労働者以外の者の保護を図るという政策は、ますます多様化する職場の実情から必要であり、賛成である。 2 労働安全衛生法第1条（目的）には、「職場における労働者の安全と健康を確保する」とあり、労働者以外の者の保護を加えることは、同法としては抜本的な改正に当たるものであり、法改正から行うべきである。省令改正だけで本改正案を実効あるものとするのは困難であり、適切ではない。 3 労働安全衛生法第1条の改正のほか、第22条、第25条、第26条、第29条などの規定について労働者以外の者に関する義務を追加する必要がある。なお、追加規定は、罰則を伴うようにすべきである。 4 労働安全衛生法改正に際し、他の懸案事項の改正を行うべきである。 5 法令改正の時期としては、上記2～4を実現するためおよそ1年かけて法令改正を行うべきである。労働安全衛生法制定50周年にふさわしい施策となる。	昨年5月に出された建設アスベスト訴訟の最高裁判決では、労働安全衛生法第22条は、現行の規定において、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がなされたことから、同条に基づく省令の規定を改正することとしているものです。 労働安全衛生法第22条以外の規定については、別途検討の場を設け、改正の可否を含め検討する予定です。